



タイトル Title	韓国の国家奨学金制度（給付型・所得連動返還型）：現状と課題
著者 Author(s)	イ, スヨン / 桔川, 純子(翻訳)
掲載誌・巻号・ページ Citation	日韓シンポジウム, 第4回:
刊行日 Issue date	2016-01-23
資源タイプ Resource Type	Presentation / 会議発表用資料
版区分 Resource Version	author
権利 Rights	
DOI	
JaLCDOI	
URL	http://www.lib.kobe-u.ac.jp/handle_kernel/81010576

韓国の国家奨学金制度（給付型・所得連動返還型）—現状と課題—

大学教育研究所（KHEI）研究員

Yi Suyeon（イ・スヨン）／通訳・桔川純子

「お目にかかれて光栄です。私はイ・スヨンです」。

日本語はここまでですので、あとは韓国語でお話しさせていただきたいと思います。

今回このようにお招きいただきまして本当にありがとうございました。大学評価学会とは3回目の交流（第1回・第2回・第4回シンポ）になると思いますので、非常に親近感を感じております。

私がいま仕事をしている「大学教育研究所」は1994年に設立されました。いま前に座っている Park Keryong（パク・コヨン）先生が所長でいらっしゃいます。非営利団体と考えていただければいいかと思います。

政府からの助成金は一切もらっておりません。大学の改革を望んでいる一般市民からの会費によって運営されています。大学に関することは、その運営のことも含めて、多分野の研究・実践をしております。私たちの研究所は学術団体であるとともに、市民団体の性格も持っています。

実は、韓国では、こういった討論会をするときには必ず資料集をつくるものですから、あらかじめお送りした私の資料（添付データ：補足資料）が今日お手元に配られるのかと思ったのですけれども…。パワーポイントのスライド5枚（添付データ：PPT発表）はお手元に印刷物があるということで、補足資料を投影しながらお話ししたいと思います。

先ほど、Kim Hoonho（キム・フンホ）研究員から、韓国の奨学金の導入と運営について詳しく発表されました。この数年間に、韓国の奨学金制度が大きく変化し、発展したことは事実です。しかし、「受益者負担」ということを超えてもっと責任のある体系をつくっていかないといけないのではないかと、という指摘もあります。今日、私は現在の韓国の奨学金制度が抱えている問題点について、お話をさせていただきたいと思います。

1. 国家奨学金支給の現況

【表1：国家奨学金I類型の支給額及び支給率の比較】

韓国の奨学金は、表1（補足資料 p.1）のように、2015年において「基礎」～「2分位」は480万ウォン（2016年：520万ウォン）で100%の支給率を示しています。「3分位」「4分位」は55%、「7分位」については13%となっています。

【表2：国家奨学金I類型の支援額及び登録金対比支給率の比較】

パク・クネ大統領は、大統領に当選したときには、「2分位までは全額保障、3・4分位は75%支援、5分位は50%支援」ということを言っていました。表2（補足資料 p.2）をご覧いただくと、100%支給率の「基礎」～「2分位」までについて、国立大学では登録金対比支給率は115%ですけれども、私立大学では65%となります。政府がこれだけ支給

すると発表していた数字よりも低くなっています。

もちろん、Ⅰ型・Ⅱ型等を全て合わせると奨学金全体の予算額は増加していると見ることができます。ところが実際に支給された状況を見てみますと、「Ⅰ型・Ⅱ型を合わせても半額登録金を実感するには至っていない」という現状です。

【表 3：2014 年 大学系列別の平均登録金対比所得分位別国家奨学金の割合】

表 3（補足資料 p.3）は、2014 年の大学系列別の平均登録金対比所得分位別国家奨学金の割合を示した表になります。国立大学の場合、「5 分位」までは、医学系を除いてほぼ半額の奨学金を受けていると見ることができます。私立大学の場合、「3 分位」くらいまでが、医学系を除いてほぼ半額の支援を受けています。

先ほど Kim 研究員が、全ての奨学金を合わせた場合に個人負担割合が半額になっているという表（スライド 30）を見せてくださいました。その表の内容をもって、政府は「半額登録金は実現された」と言っています。けれども、それは国家奨学金を申請した人たちだけを対象にした分布図なのです。全体の学生をベースにしてつくったものではないのです。大学が自助努力でつくっている奨学金についても、すべての学生の状況を把握しているということではありません。

【表 4：2013～2014 年の国家奨学金申請者及び恩恵者の現況】

表 4（補足資料 p.4）によれば、2013 年の 1 学期には大学全体の在学生数が 233 万人ですが、このなかで国家奨学金の恩恵を受けた学生は 98 万人、42%にすぎません。

この表で、2013 年と 2014 年の国家奨学金受給者の状況をご覧いただくことができると思います。国家奨学金の申請者は「8 分位」以下ですが、「成績条項」のために通過出来なかった学生が学期あたり 15 万人ぐらいいます。「成績の基準で国家奨学金を得られない人が多い」という状況を見てとることができます。

このような背景がありますので、政府は半額登録金を実現していると言いますがけれども、実際に受給している学生の側からすると、とても半額登録金になっているという実感がないわけです。

【表 5：所得分位別の国家奨学金Ⅰ類型及びⅡ類型の支給現況（2013～2014 年）】

表 5（補足資料 p.5）によると、「3 分位」～「5 分位」の学生たちは受給人員の合計で、国家奨学金受給者全体の 28～31%と、かなりの比重を占めています。けれども、支給金額の比率を見てみると 22～27%です。

日本もそうだと思いますけれども、韓国も 8 割の学生が私立大学に通っています。ですから、「所得が中位以下の人たちについては半額登録金の実現された」という実感は得がたい状況になっています。

【校内奨学金】

パク・クネ大統領が約束した「半額登録金」は、さまざまな追加支援がないと実現不可能だという状況になっています。すなわち、大学側の独自努力でつくる奨学金等がないと実現は難しいということです。全国の大学が支給した校内奨学金は、「成績優秀奨学金及びその他奨学金」がそれぞれ 7,443 億ウォン、7,432 億ウォン（小計で校内奨学金の 31.9%）であり、「低所得者層の奨学金」は 6,664 億ウォン（28.6%）という状況になっています。

そのほかに、例えば運動選手であるとか、外国人留学生であるとか、何か目的を持っている学生に支給される奨学金もありますけれども、これは逆に所得水準が高い人たちに支給される傾向がみられます。

【総 評】

パク・クネ政府による国家奨学金制度を総評すると、全在学生の半数に満たない学生だけが支援を受けているという状況です。学費と生活費をアルバイトなどで賄わなければならない人が多くいます。特に、中産層の学生たちは奨学金の対象者から漏れてしまう傾向にあり、問題と考えられます。

2. 国家奨学金政策の問題点

1) 恩恵的な性格による公共性の制約

【受益者負担】

国家奨学金政策には三つの問題点があると思います。まず、第一は「公共性」という問題です。政府が高等教育に対する責任を放棄してきたことに起因しています。政府は予算不足から高等教育を全面的に民間に委任しており、私立大学の設立者たちは、大学運営の大部分を「受益者負担」という論理で運営してきました。

登録金の問題は、ただ単に高額の登録金を引き下げるのではなく、政府の責任や公共性を高めるという視野を持ってアプローチしないといけないと考えています。

現在は、世帯の所得によって国家奨学金を支給するという方法を採用しています。とはいえ、国家予算の足りない分は各大学が負担している状況です。それでも足りない部分は、やはり個人に負担をさせています。

【持続性の欠如】

国家奨学金の問題は、国家予算を奨学金に限定して編成をするということではなく、一時的・流動的な予算を持ってきて対応しているということです。そのような状況なので、毎年、制度が変わる問題が発生しているわけです。政権交代があれば変わってしまいますので、持続的な状況にはなっていないと言えます。

【登録金を下げる策なし】

さらに問題であるのは、登録金を下げる策が採られていないことです。

3兆6千億ウォンという非常に大きな予算を投入しているにもかかわらず、世界で見ても非常に高い登録金を下げることができないでいます。高等教育体制や運営システムなどの変化を全く牽引できていません。

韓国の私立大学も、構造改革をきちんと果たせずに、不正・腐敗が絶えない状況を見せてしまっています。私立大学も、少なくとも高等機関としてその透明性、公共性を持たないといけないと考えます。

先ほど Kim 研究員が、国家が大学に対して奨学金を支給するという話をされましたけれども、しかしこれは大学への補助ではなく、個々の学生への補助であって、大学は通過点になるということです。ですから大学に直接分配をしていることにはならず、政府が私立大学改革を要求できる直接的な根拠がないのです。公共性を構築するには難しいシステムになっています。

【登録金1%引き上げの影響】

大学側が登録金を1%引き上げたとしても、それは数字としては1%ですが、登録金としては1,400億ウォンの高騰という大きな金額になります。政府と大学の負担割合(55.7:44.3)という数字に換算すると、政府の追加負担は798億ウォンにもなります。

大学側が登録金を引き上げる場合には、非常に大きな国家予算を投入せざるを得ないという状況になってしまいます。にもかかわらず、憂慮されるのは、このように予算をどんどん投入したとしても大学の公共性が一向に改善されないことです。

2) 登録金引き上げの可能性は継続

【登録金を引き下げた大学】

2番目の問題は、登録金の引き下げができない状況にあることです。

確かに、各大学が自助努力で登録金を下げたり、奨学金を拡大した場合には、国家がその分を補償することにはなっています。2012年で登録金を5%引き下げた大学が204か所、3%以上~5%未満引き下げた大学が60か所、3%未満引き下げた大学が73か所となっています。

【大学側の不満】

しかしながら、大学独自の自助努力で、その差額を補っていく仕組みになってから4年たっているのですけれども、大学側は不満を高めています。

少子化の中で大学が競争を勝ち抜くには登録金の自律的な策定(値上げ)が必要、大学登録金が引き上げられないと奨学金自体の拡大も難しい、といった見解が大学側から出されています。私立大学の反発はもっと大きく、政府への登録金引き上げ容認を求める声が強くなっています。

【抑制か容認か】

現在、「高等教育法」によって「大学の登録金の引き上げ率が直前の3年間の平均消費者物価上昇率の1.5倍を超えて上げてはいけない」という規定があります。しかし、物価上昇の程度や政治的な状況によっては登録金が引き上げられる余地がありますし、場合によっては大学が「憲法」訴訟などの集団的な法的対応に出る可能性もあるということです。

3) 学資ローン問題の持続と延滞者の増加

最後に、学資ローン問題の持続と延滞者の増加問題についてお話ししたいと思います。政府は、「半額登録金を実現した」と言っています。けれども、学資ローンに関しては、大きな成果・変動は見られない状況です。

【借り入れ人数と総額】

具体的に2011~2014年の学資金借り入れの状況から見ていきますと、2012年には71万人が2兆3千億ウォンを借りています。2012年に国家奨学金が導入された結果、前年に比べると少し減少を見せています。しかし、2013年には、パク・クネ政府が国家奨学金予算を2012年よりも1兆ウォン以上増額したにもかかわらず、借り入れは76万人、2兆5千億ウォンにむしろ増加しています。2014年は75万人、2兆4千億ウォンです。

【借り入れ者比率、平均融資額】

在学学生数に対する借入者比率を見ていくと、2011年には15.8～16.2%でした。国家奨学金が導入された2012年には15.2～16.3%で、特に変動はありません。2013～2014年には17%前後まで増加しています。2015年6月末の大学生・大学院生の累計貸出者は150万人に達し、金額は一人当たり平均640万ウォンになっています。2015年6月末において、大学・専門大学生の累積融資者は137万人、一人当たりの平均融資額は600万ウォンですが、大学院生は13万人余り、1兆3,676億ウォン、一人当たりの平均融資額は1千万ウォンを超えています。

【延滞者の増加】

延滞者も急増しています。私たちの大学教育研究所が情報公開請求をしたのですけれども、それによりますと現在では、一般償還学資金とトゥンドゥン学資金を返済できない延滞者が4万4,620人に上ります。

返済できない額は30万ウォン未満という少額が多いですが、100～500万ウォンを返せない人たちも10%になっています。6カ月以上遅滞して信用不良者になった学生は、2010年の2万6,097人から2013年の4万1,691人へと急増しています。2014年には若干減りますが、これは延滞者に対して国家が審査を行って国民幸福基金の債権売却によって、元金の30～50%を免除したためと解釈されています。2014年12月末現在の信用不良者の39.7%、すなわち8,012人が500万ウォン以上を遅滞しています。

根本的に問題を解決しないまま学資金支援で解決していこうとするならば、社会的に大きな問題を残すと言えます。

3. おわりに

OECD諸国のなかで登録金が非常に高い韓国と日本ですが、韓国は以前に比べて、国家奨学金制度を導入して一時的にはよくなっているように見えます。けれども、その問題は解決されたわけではありません。給付型の国家奨学金制度についてお話をさせていただく機会を与えていただきましたけれども、高等教育への対応については、まだまだ韓国も状況は厳しいということがあります。

「高等教育の費用は個人が負担して当たり前である」という認識を持ち続けている限りは、「高等教育の公共性」を拡大することは難しいであろうと考えます。「高等教育の公共性」を拡大していくために、韓日で協力・連帯が必要であると考えます。

ご静聴いただき、ありがとうございました。